

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT4844870

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ASSIGNEE ADDRESS
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
TAGCYX BIOTECHNOLOGIES	10/25/2017
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	TAGCYX BIOTECHNOLOGIES
Street Address:	4-6-1, KOMABA
City:	MEGURO-KU, TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	153-0041
PROPERTY NUMBERS Total: 3	
Property Type	Number
Application Number:	15555496
Patent Number:	9540650
Patent Number:	9873879
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)672-5399
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	(202) 672-5300
Email:	kstrawderman@foley.com, ipdocketing@foley.com
Correspondent Name:	KRISTEL SCHORR
Address Line 1:	FOLEY & LARDNER LLP
Address Line 2:	3000 K STREET N.W., SUITE 600
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20007
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	081356-0431, -0487, -0512
NAME OF SUBMITTER:	KRISTEL SCHORR
SIGNATURE:	/Kristel Schorr/
DATE SIGNED:	02/28/2018
Total Attachments: 11	
source=Addresschange#page1.tif	
source=Addresschange#page2.tif	
source=Addresschange#page3.tif	

source=Addresschange#page4.tif
source=Addresschange#page5.tif
source=Addresschange#page6.tif
source=Addresschange#page7.tif
source=Addresschange#page8.tif
source=Addresschange#page9.tif
source=Addresschange#page10.tif
source=Addresschange#page11.tif

DECLARATION

I, Maki MATSUSHITA, of HIRAKI & ASSOCIATES, do solemnly and sincerely declare as follows:

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese into English.
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct translation into English of the Certificate of All Matters to be Registered of TAGCYX BIOTECHNOLOGIES which I attach herewith.

This 6th day of February , 2018



Maki MATSUSHITA

Certificate of All Matters to be Registered

4-6-1, Komaba, Meguro-ku, Tokyo

TAGCYX BIOTECHNOLOGIES

Company Number	0200-01-062037
Company Name	TAGCYX BIOTECHNOLOGIES
Head Office	4-6-1, Komaba, Meguro-ku, Tokyo
(Omitted)	(Omitted)
Matters concerning the registered record	On October 25, 2017, the head office relocated from 1-6-126, Suehiro-cho, Tsurumi-ku, Yokohama-shi Registered on November 28, 2017

This is to certify that the above are all the matters that are recorded on the Register that are not sealed.

November 30, 2017

Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinjuku Branch Office

Registrar

Takashi SEKI (Official Seal Affixed)

Filing No. ㄿ 261271 *Underlined parts indicate matters deleted.

履歴事項全部証明書

東京都目黒区駒場四丁目6番1号
 タグシクス・バイオ株式会社

会社法人番号	0200-01-062037
商号	タグシクス・バイオ株式会社
本店	東京都目黒区駒場四丁目6番1号
公告をする方法	官報に掲載して行う。
会社成立の年月日	平成19年3月22日
目的	1. 医薬品、試薬、診断薬、医薬部外品の研究・技術開発、製造及び製造販売、 研究の支援および技術ノウハウの提供 2. 前号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	2万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 が4785株 各種の株式の数 普通株式 1万618株 A種種類株式 4167株
資本金の額	金2億9002万円
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 1万5833株 A種種類株式 4167株 (1) 剰余金の配当 ①当会社は、各事業年度において剰余金の配当（以下、本項において単に「配当」という。）を行うときは、A種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類株式登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき金7,200円（但し、A種種類株式について、株式の分割、併合、無償割当又はこれに類する事由が行われた場合には、その比率に応じて、A種種類株式の価値が希薄化しないように取締役会の決議をもって適切に調整される。（以下、「A種種類株式配当金」という。）を支払う。但し、同じ事業年度中に設けられた基準日よりA種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対する配当を行ったときは、その額を控除した額とする。 ②ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額がA種種類株式配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③本項第①号に基づきA種種類株式配当金の全額を配当した後、さらに配当を行う場合には、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者には、A種種類株式1株当たり（A種種類株式に普通株式へ転換可能な権利が存在する場合はその時点における転換価額に従い、普通株式に転換されると仮定する。）、普通株式1株当たりの配当額と同額の配当とする。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第765条第8号ロもしくは第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株に対しA種種類株式1株に係るそれぞれの発行価額に1を乗じた金額（但し、A種種類株式について、株式の分割、併合、無償割当又はこれに類する事由が行われた場合には、その比率に応じて、A種種類株式の価値が希薄化しないように取締役会の決議をもって適切に調整される。以下、「A種種類株式残余財産分配額」という。）を支払う。

②A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対して分配する残余財産が、各A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者のA種種類株式残余財産分配額の全額を支払うのに不足する場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者の持株比率に応じて（A種種類株式に普通株式へ転換可能な権利が存在する場合はその時点における転換価額に従い、普通株式に転換されると仮定する。）、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に分配される。

③A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対してA種種類株式残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者には、A種種類株式1株当たり（A種種類株式に普通株式へ転換可能な権利が存在する場合はその時点における転換価額に従い、普通株式に転換されると仮定する。）、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換

A種種類株主は、当会社に対し、A種種類株式の発行日以降いつでも、下記に定める取得の条件で、普通株式の交付と引換えにA種種類株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金120,000.00円とする。

②取得価額の調整

(a) A種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、次の算式により取得価額を調整する。但し、次の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生するときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、次の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

調整後取得価額＝調整前取得価額×併合前発行済普通株式数÷併合後発行済普通株式数

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本②において同じ。）の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により取得価額を調整する。

調整後取得価額＝調整前取得価額×（既発行株式数＋新規発行株式数×発行又は処分される普通株式1株当たりの払込金額÷調整前取得価額）÷（既発行株式数＋新規発行株式数）

上記の調整式（以下（iv）から（v）までの調整式において同じ。）

で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における当会社の発行済普通株式数から、同日における当会社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整の事由により上記の発行済普通株式数又は自己株式の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）、当会社が自己の保有する普通株式を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新規発行株式数」は「処分される株式数」と読み替えるものとする。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は当会社が保有する当該株式を処分する場合、次の算式により取得価額を調整する。

調整後取得価額＝調整前取得価額×（既発行株式数＋取得し得る普通株式数×取得し得る普通株式1株当たりの払込金額÷調整前取得価額）÷（既発行株式数＋取得し得る普通株式数）

なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権の行使により交付される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として当会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回るようになる新株予約権を発行する場合、次の算式により取得価額を調整する。

調整後取得価額＝調整前取得価額×（既発行株式数＋交付され又は取得し得る普通株式数×交付され又は取得し得る普通株式1株当たりの行使価額÷調整前取得価額）÷（既発行株式数＋交付され又は取得し得る普通株式数）

なお、調整後の取得価額は、割当日の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の増又は減の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)、(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記(a)、(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

③取得価額の調整を行わない場合

- (a) 本項第②号の定めにかかわらず、A種種類株主の全員が一調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。
- (b) 本項第②号の定めにかかわらず、A種種類株主と当社が事業計画に同意している当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員、従業員及びアドバイザー等への新株予約権の発行又は行使の場合（当該発行直後において、当社の発行する全ての新株予約権の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない場合に限る。）は、取得価額の調整は行わない。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- (c) 当社が当事者となる合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の買収又は組織再編により、当社の株式又は株式に転換可能な証券が発行される場合

④取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得請求権の行使によりA種種類株式1株の取得と引換えに交付される当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果、各A種種類株主に交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。但し、A種種類株式の払込金額（当初取得価額）は、A種種類株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。

交付する当社の普通株式の数 = A種種類株式の払込金額 ÷ 調整後取得価額

(4) 取得条項付株式：一斉取得

- ①当社が、国内外の金融商品取引所に対し株式公開するべき旨を取締役会決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社からA種種類株式の全部を取得するのと引換えにA種種類株主に対し当社の普通株式を交付するべき旨（A種種類株式の普通株式への取換）の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決議をもって定める旨にA種種類株式の全部を取得し、これと引換えに、A種種類株主に対して、当社の普通株式を

交付することができるものとする。この場合、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、かかるA種種類株式の払込金額（当初取得価額。但し、A種種類株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の総額を前項に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数とする。

②前号に定める普通株式の数の算出に当たって、一株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

③金融商品取引所又は日本証券業協会における種類株式に関する取扱いが変更された場合、A種種類株主は、本項に定める取得時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当会社に請求することができるものとする。

(5) 議決権

各種類株主は、当会社の株主総会において、次の通り議決権を有する。

①普通株主

(a) 通常の株主総会（通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会）

保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(b) 普通株主のみを構成員とする株主総会（以下、「普通種類株主総会」という。）

保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(c) 普通株主及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「合同種類株主総会」という。）

保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。

②A種種類株主

(a) 通常の株主総会（通常実施される定時株主総会もしくは臨時株主総会）

保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(b) A種種類株主のみを構成員とする株主総会（以下、「A種種類株主総会」という。）

保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(c) 合同種類株主総会

保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(6) 取締役選任権

①A種種類株主は、A種種類株主総会において取締役1名を選任する権利を有する。

②普通株主及びA種種類株主は、合同種類株主総会において、定款第19条に定める取締役の定数からA種種類株主総会において選任された取締役を除いた数の取締役を選任する権利を有する。

(7) 種類株主総会

①当会社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議のほかA種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする。

(a) 定款の変更

(b) 当会社の株式の発行（自己株式の処分を含むが、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使により株式を発行する場合、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに株式を交付する場合は除く。）

(c) 新株予約権、新株予約権付社債その他当会社の株式への転換、かかる株式との交換、又はかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与

(d) 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携

(e) 自己株式の買受けその他一切の取得、資本金又は資本準備金の額の増加（但し、株式等の発行に伴う資本金又は資本準備金の増加は除く。）

	又は減少 (f) 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の決定 (g) 残余財産の分配、剰余金の配当 ②普通種類株主総会は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、会社が第322条第1項に定める種類株主総会の決議を必要としない。
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する普通株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。 当会社の発行するA種種類株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 古 関 千 寿 子 平成29年 3月17日就任
	取締役 山 川 善 之 平成29年 3月17日就任
	取締役 原 口 舞 子 平成29年 3月17日就任
	横浜市旭区川島町2950番地85 代表取締役 古 関 千 寿 子 平成29年 3月17日就任
	監査役 河 野 貴 浩 平成28年 8月25日就任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定められる最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定められる最低責任限度額とする。
新株予約権	第4回新株予約権 新株予約権の数 780個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式780株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の直前に実施した第三者割当増資での価額をふまえ、8.0（0.00）円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \\ & \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{1}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月1日から平成38年5月26日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、当社または当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権

新株予約権の数

290個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式290株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の前日の実施した第三者割当増資での価額を基準とし、120,000円とする。

なお、当会社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成32年1月1日から平成38年12月31日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、当社または当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により退任

東京都目黒区駒場四丁目6番1号
 タグシクス・バイオ株式会社

	<p>した場合、従業員が定年で退職した場合、SABメンバーが契約期間満了 で退任した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使する ことができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合 は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、 当該新株予約権を無償で取得することができる。 ③当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承 認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議 案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約 権を無償で取得することができる。</p>
<p>取締役会設置会社 に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>
<p>監査役設置会社に 関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>
<p>登記記録に関する 事項</p>	<p>平成29年10月25日横浜市鶴見区末広町一丁目6番1-2-6号室から本店移 転 平成29年11月28日登記</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
 した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

平成29年11月30日

東京法務局新宿出張所

登記官

関 孝 志



整理番号 ア261271

* 下線のあるものは株消事項であることを示す。

9 / 9

PATENT